



2018年度

電源 I 需給バランス調整力募集要綱

2018年9月

北陸電力株式会社

目 次

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 第1章 | はじめに..... | 1 |
| 第2章 | 注意事項..... | 2 |
| 第3章 | 用語の定義..... | 5 |
| 第4章 | 入札スケジュール..... | 9 |
| 第5章 | 募集概要..... | 10 |
| 第6章 | 応札方法..... | 15 |
| 第7章 | 評価および落札者決定の方法..... | 29 |
| 第8章 | 契約条件..... | 33 |
| 第9章 | その他..... | 38 |

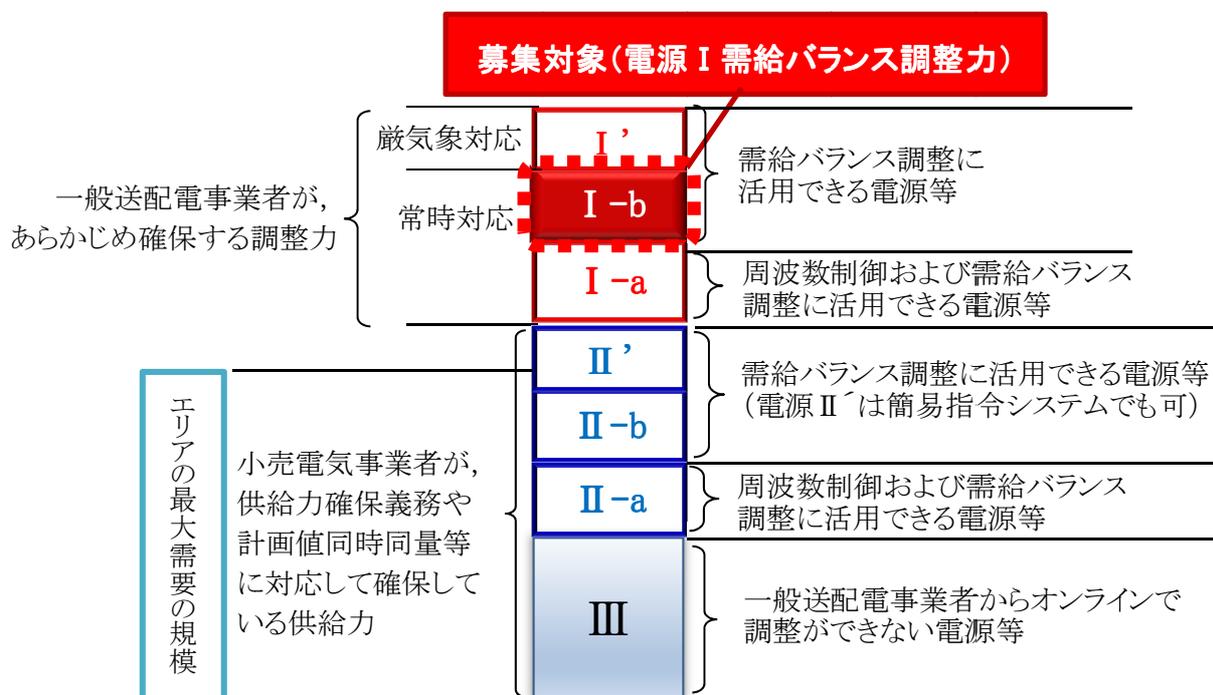
第1章 はじめに

2016年4月以降のライセンス制導入に伴い、各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。

北陸電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、一般送配電事業者としての役割を果たすために、主に実需給断面で需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、当社供給区域の電源Ⅰ需給バランス調整力を入札により募集いたします。なお、当社は自ら応札を行なうことを想定しています。

本資料では、当社の募集する電源Ⅰ需給バランス調整力が満たすべき条件、評価方法等について説明いたします。

本要綱にもとづき入札書を提出される事業者（以下「応札者」といいます。）は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。



第8回制度設計WGおよび第19回制度設計専門会合資料を基に作成

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- 当社は、本要綱に定める募集条件等にもとづき、安定的に継続して電源Ⅰ需給バランス調整力を提供できる事業者を入札により募集いたします。入札によって手当される電源Ⅰ需給バランス調整力は、調整力のコスト低減に寄与することが期待されますので、応札者が入札書で明らかにする電源Ⅰ需給バランス調整力の評価にあたっては、入札価格が低いことが重要な要素となりますが、この経済的要素に加え、需給運用の弾力性等も重要な要素となります。
- 各電源Ⅰ需給バランス調整力の優劣は、本要綱で定める評価方法にしたがって評価いたします。このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。
- 各電源Ⅰ需給バランス調整力の審査過程において、効率的な審査が出来るように、応札者は入札書を作成する際には、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- 応札者は、本要綱に定める諸条件および電源Ⅰ需給バランス調整力契約書（標準契約書）の内容を全て了解のうえ、当社に入札書を提出してください。
- 当社と電源Ⅰ需給バランス調整力契約を締結することが決定した応札者（以下「落札者」といいます。）は、電源Ⅰ需給バランス調整力契約に加え、別途定める電源Ⅱ需給バランス調整力契約または電源Ⅱ周波数調整力契約（電源等について別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱における技術要件を満たし、落札者が従量料金に関する事項に関し、電源Ⅱ周波数調整力契約にて代替することを希望した場合）を締結していただく必要があります。また、電源等が発電設備である場合、当社との間で当社託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）にもとづく発電量調整供給契約（発電量調整供給契約の契約者と電源Ⅰ需給バランス調整力契約の契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていること等が必要です。一方、電源等がDRを活用したものである場合、当社との間で託送約款にもとづく接続供給契約（接続供給契約の契約者と電源Ⅰ需給バランス調整力契約の契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていること等が必要です。

- 電源 I 需給バランス調整力に応札する電源等と同一の電源等を用いて、別途募集する電源 I 周波数調整力へ、その容量の全部または一部を重複して入札を行なうこと（以下「重複入札」といいます。）は可能といたします。その場合の落札判定は、電源 I 周波数調整力、電源 I 需給バランス調整力の順に実施し、落札となった電源等については以降の応札の評価対象外といたします。なお、同一募集枠への重複入札はできないものといたします。
- 電源 I 需給バランス調整力に応札する電源等の容量を複数に分割し、その分割した容量ごとに重複しない範囲で、別途募集する電源 I 周波数調整力へ入札を行なうこと（以下「複数入札」といいます。）は可能といたします。ただし、同一の募集枠への複数入札はできないものといたします。
- 応札者が、入札書提出後に入札の辞退を希望する場合は、すみやかに書面により当社まで申し出てください。一度入札辞退の意思を表明した場合は、再度選考の対象として復帰することはできませんので、あらかじめ了承願います。入札辞退者の入札書はすみやかに返却いたします。
- 本要綱にもとづく電源 I 需給バランス調整力契約は、全て日本法にしたがって解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。
- 本要綱に定める募集条件や評価方法等は、他社からの応札を前提にその取り扱い方法について記載していますが、応札者が自社・他社に関わらず公平に取り扱うことといたします。
- 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、契約協議に要する費用等）は、全て応札者で負担していただきます。

2. 守秘義務

- 応札者および当社は、入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

3. 問合せ先

- 本要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記のメールアドレスにより受け付けます。なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社問合せ専用メールアドレス：chouseiryoku-rfc@rikuden.co.jp

第3章 用語の定義

1. 契約関連

| 用語 | 定義 |
|--------------------|---|
| 電源Ⅰ需給バランス調整力契約電力 | <p>電源Ⅰ需給バランス調整力として契約する電源等（以下「契約電源等」といいます。）との契約電力（kW）で，原則として常時，当社の指令にしたがい運転継続時間にわたって供出可能な出力をいいます。</p> <p>なお，DRを活用した負荷設備等の場合は，当社託送約款における損失率を考慮したものといたします。</p> |
| 電源Ⅱ周波数調整力契約 | <p>当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし，電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅱ周波数調整力と締結する契約をいいます。</p> |
| 電源Ⅱ需給バランス調整力契約 | <p>当社が需給バランス調整対応のために活用することを目的とし，電源Ⅰ需給バランス調整力および電源Ⅱ需給バランス調整力と締結する契約をいいます。</p> |
| 運転継続時間 | <p>契約電源等が，契約電力で運転を継続できる時間をいいます。</p> |
| 運転継続可能時間 | <p>契約電源等に当社が運転継続を求める時間をいいます。</p> |
| 電源Ⅰ需給バランス調整力提供可能時間 | <p>一日のうち，当社の指令にしたがい発電可能な状態で維持することが可能な時間（最大24時間）をいいます。</p> |
| 年間停止可能日数 | <p>契約電源等が補修等のために，ペナルティなしで停止できる年間の日数をいいます。</p> |
| 計画外停止日数 | <p>契約電源等が，事故あるいは計画になかった補修等で停止（送電設備の故障による停止は別途協議いたします。）に至った日数をいいます。</p> |
| 計画停止日数 (補修停止日数) | <p>契約電源等の補修等のために，あらかじめ計画を策定して停止する日数をいいます。</p> |
| 基本料金 | <p>契約電源等がkWを供出するために必要な費用への対価をいいます。入札時に確定した価格を12で除し，毎月精算いたします。</p> |
| 従量料金 | <p>当社指令により，契約電源等が起動・運転または需要抑制を行ない，電力量(kWh)を供出するために必要な費用への対価をいいます。別途契約する電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約にもとづき精算いたします。</p> |

2. 電源分類・需給関連

| 用語 | 定義 |
|------------------|---|
| 電源Ⅰ周波数調整力 | 当社があらかじめ確保する専用線オンラインで周波数調整できる電源等のうち、当社と電源Ⅰ周波数調整力契約を締結する電源等をいいます。 |
| 電源Ⅰ需給バランス調整力 | 当社があらかじめ確保する専用線オンラインで需給バランス調整できる電源等のうち、当社と電源Ⅰ需給バランス調整力契約を締結する電源等をいいます。 |
| 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力 | 10年に1度の厳気象時等のために当社があらかじめ確保する需給バランス調整ができる電源等をいいます。 |
| 電源Ⅱ周波数調整力 | 当社から専用線オンラインでの周波数調整ができる電源等（電源Ⅰ周波数調整力を除きます。）で、ゲートクローズ以降余力がある場合に当社が周波数調整に利用することが可能なものをいいます。 |
| 電源Ⅱ需給バランス調整力 | 当社から専用線オンラインでの需給バランス調整ができる電源等（電源Ⅰ需給バランス調整力を除きます。）で、ゲートクローズ以降余力がある場合に当社が需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。 |
| 電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力 | 当社から専用線オンラインまたは簡易指令システムでの需給バランス調整ができる電源等（電源Ⅰ需給バランス調整および電源Ⅱ需給バランス調整力を除きます。）で、ゲートクローズ以降余力がある場合に当社が需給バランス調整に利用することが可能なものをいいます。 |
| 電源Ⅲ | 当社から専用線オンラインまたは簡易指令システムでの調整ができない電源等をいいます。 |
| エリア需要 | 当社の供給区域（離島を除きます。）で消費される電力をいいます。 |
| H3需要 | ある月における毎日の最大電力（1時間平均）を上位から3日とり平均したものをいいます。 |
| 高負荷期 | 電気の使用量（需要）が大きくなる時期。一般的には、冷暖房需要が増大する夏期または冬期をいいます。 |
| 需給ひっ迫 | 想定される需要に対して、供給力が不足する状態のことをいいます。 |

3. 発電機能関連

| 用語 | 定義 |
|------------|--|
| ブラックスタート | 当社の供給区域（離島を除きます。）において広範囲に及ぶ停電が発生した場合、電力系統からの電力供給を受けずに発電機の起動が可能な機能を活用して発電機の起動を行なうことをいいます。 |
| 調相運転 | 当社の供給区域（離島を除きます。）の電圧調整のために、発電機の空転状態において力率調整を行なうことにより、無効電力を供給または吸収することをいいます。 |
| 専用線オンライン指令 | 当社が需給バランス調整を行なうため、中央給電指令所から、専用線を用いた通信伝送ルートを通じて、直接的に、需給バランス調整機能を具備した電源等へ運転（出力調整）を指令することをいいます。中給～発電所等の間で通信設備等が必要となります。 |
| ポンプアップ揚水運転 | 揚水発電所において、発電電動機を用い水車（タービン）をポンプとして利用して、下池から上池へ水を汲み上げることをいいます。 |
| 系統連系技術要件 | 当社が維持・運営する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件をいい、託送約款の別冊にて規定いたします。 |
| ELD | 電力系統の安定かつ合理的運用を目的に、各発電所（各発電機）に最も経済的になるよう負荷配分を行なう制御をいいます。 (Economic Load Dispatching の略、EDC:Economic load Dispatching Control と同義) |
| DSS | 需給運用の一環として、発電機を電気の使用量が少ない夜間は停止し、朝起動させ、昼間～点灯の時間帯に運転することをいいます。1日の間に起動・停止を行なうことから、日間起動停止運転ともいいます。(Daily Start Stop の略) |
| DPC | 中央給電指令所から発電機に対して運転基準出力を指令する装置をいいます。(Dispatching Power Control の略、OTM:Order Telemeter と同義) |
| OP運転 | 事業者と事前に合意のうえ、定格出力を超えて発電することをいいます。(Over Power の略) |
| ピークモード運転 | 事業者と事前に合意のうえ、排気ガスの温度設定を通常の運転値を超過して上昇させることにより出力を上昇させる運転のことをいいます。 |

| 用語 | 定義 |
|-----------|--|
| DR | 需要者側で消費電力量を調整することにより、需給バランスを保つ仕組みのことをいいます。(DR:Demand Responseの略) |
| アグリゲータ | 複数のDR可能な需要家を集約し、それらを統合的に制御することにより、一般送配電事業者に調整力を提供する事業者のことをいいます。 |
| 調整力ベースライン | DRを実施する際、その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に当社託送約款における損失率を考慮したものをいいます。 |

第4章 入札スケジュール

2018年度における入札募集から、落札者との電源Ⅰ需給バランス調整力契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし、やむをえない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。



| 日程 | ステップ | 説明 |
|--------------------|--------------------------------|---|
| 7/2～ 8/1 | ①入札実施の公表 および意見募集 (R F C) | 当社は、次年度分の電源Ⅰ需給バランス調整力を調達するための「電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱案」を策定し、入札募集内容を公表するとともに、要綱案の仕様・評価方法について、意見募集を行ないます。応札者は、「電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱案」を参照のうえ、各項目に対するご意見がございましたら、理由と併せて8/1までに専用メールアドレスに意見を提出して下さい。 |
| 8/2～ 9/2 | ②募集要綱の確定 | 当社は、意見募集で頂いた意見や関係機関の検討状況等を反映した「電源Ⅰ需給バランス調整力募集要綱」を制定いたします。 |
| 9/3 ～ 10/31 | ③入札募集 | 当社は、入札募集を開始いたしますので、応札者は、本要綱に記載の応札方法のとおり入札書を作成し、10/31までに応札して下さい。 |
| 11/1 ～ 11/30 | ④落札候補者選定 | 当社は、応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法にしたがって評価し、落札者を選定いたします。 |
| 12/1 ～ | ⑤落札者決定 結果公表 | 当社は、落札者決定後、入札募集手続きの結果を公表いたします。 |
| 12月 下旬 | ⑥契約協議 | 当社は、落札者と電源Ⅰ需給バランス調整力契約に関わる協議を開始し、契約いたします。 |

第5章 募集概要

電源 I 需給バランス調整力の募集内容および満たすべき要件は、以下のとおりといたします。

| 項目 | 募集要件 | 説明 |
|---------|-------------------------------|---|
| 募集容量 | 2.5 万 kW | <ul style="list-style-type: none"> ■募集容量は、当社供給区域 H30 年度供給計画の 2019 年度送電端 H3 需要 (501 万 kW) の 0.5% の 2.5 万 kW といたします。 |
| 調整力提供期間 | 1 年間 | <ul style="list-style-type: none"> ■電源 I 需給バランス調整力提供期間は、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの 1 年間といたします。 |
| 対象電源 | 当社の系統に連系する専用線オンラインで出力調整可能な電源等 | <ul style="list-style-type: none"> ■当社の系統に連系する電源等 (離島および連系線を経由して当社系統に接続するものを除きます。) で、当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令により出力調整可能な火力発電設備、水力発電設備および DR 事業者等といたします。 ■入札時点で営業運転を開始していない発電設備等、および専用線オンライン設備を具備していない場合、提供期間の開始までに発電設備等の試運転や必要な試験、および専用線オンライン設備の具備が完了していることが必要です。 ■計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、調整力提供期間までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。 ■使用する燃料については、特に指定いたしません。提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。 ■一部機能・性能等が要件を満たさない発電設備等の申込については、運用方法等を別途協議の上、取扱いについて当社が判断いたします。 |
| 出力調整幅 | ± 5 MW 以上 | <ul style="list-style-type: none"> ■当社中央給電指令所からの専用線オンラインによる信号により、15 分以内に出力調整可能な上げ下げ量が ± 5 MW 以上であることが必要で |

| | | |
|------|---------|--|
| | | <p>す。</p> <p>■よって、最低入札量は5MW（1kW単位）といたします。</p> |
| 入札単位 | 原則，容量単位 | <p>■入札は，原則として発電機等を特定して，容量単位で実施していただきます。ただし，DRを実施可能な需要者を集約し，各需要者の需要抑制を実施することにより，電力の供出を行なう場合は，複数の需要者をまとめて1入札単位といたします。</p> <p>■応札した契約電力は，設備容量（発電機であれば定格電力，DR設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に設備容量を超過していたことが明らかとなった場合，または応札kW供出の妥当性が確認できない場合は，当該応札を落札評価対象から除外いたします。</p> <p>■複数の応札者が同一の設備を用いて応札される場合において，当該設備（または需要家）の重複のおそれがあるときは，当該設備（または需要家）を用いて応札された全応札者に対し，その旨を通知し，追加資料の提出等を受けて，当該設備（または需要家）の応札kWの妥当性を確認いたします。</p> <p>当社からの通知の翌日から起算して当社5営業日以内に回答がない場合，または当該設備（または需要家）の重複に係る確認の結果，当該設備（または需要家）の応札kWが設備容量以内で明確に区別・区分できない場合には，応札案件評価において，当該設備（または需要家）を除外いたします。応札者は，その旨を十分にご理解の上，追加資料の提出や上記の内容を需要家に周知して理解・承諾させること等，必要な対応をお願いいたします。</p> |

当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令で制御可能とするために必要な設備要件は原則として以下のとおりといたします。

| 設備要件 | 詳細 |
|------------|--|
| 需給バランス調整機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ DPC（運転基準出力制御機能） 当社中央給電指令所からの出力指令に発電機等の出力を自動追従する機能。 |

具体的な発電等設備の性能は、原則として次のとおりといたします。また、設備要件を満たさない場合は、非価格評価項目での減点対象とすることにより応札可能といたします。

| 設備要件 | 詳細 | | |
|--|----------------------------|--|--|
| 需給バランス調整機能 | 仕様 | ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル方式の火力発電設備 | その他火力発電等設備 ^{注4} |
| | 運転基準出力指令変化速度 ^{注1} | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5% / 分以上（定格出力基準） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1% / 分以上（定格出力基準） |
| | 最低出力 ^{注2} | <ul style="list-style-type: none"> ・ 50% 以下（定格出力基準） ・ 日間起動停止運転（DSS）機能具備^{注3} | <ul style="list-style-type: none"> ・ 30% 以下（定格出力基準） |
| (注 1) 定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により満たせない場合には、個別に協議を行ないます。 (注 2) 電源種別（気化ガス（BOG）処理が必要な LNG 火力等）により、最低出力を満たせない場合には、個別に協議を行ないます。 (注 3) 日間起動停止運転（DSS）は、発電機等の解列から並列までを 8 時間以内で行なうことが可能なことをいいます。なお、年間の DSS 回数に制限がある場合には、個別に協議を行ないます。 (注 4) 水力発電設備の場合等の需給バランス調整機能につきましては個別に協議いたします。 | | | |

| 設備要件 | 詳細 |
|------|--|
| 信号 | <p>需給バランス調整に必要な下記信号を送受信する機能を具備していただきます。</p> <p>■受信信号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社中央給電指令所からの出力指令値 <p>■送信信号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在出力 ・(火力) バンド状態 <p>なお、当該機能については、電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」(JESC Z0004(2016))へ準ずる必要があります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件にしたがっていただきます。</p> |

| 運用要件他 | 詳細 |
|-----------------|--|
| 15分以内に出力増加可能 | <p>■あらかじめ定める定検等の期間を除き、当社中央給電指令所からのオンライン指令により、15分以内に電源Ⅰ需給バランス調整力契約電力の出力増加が可能であることが必要です。</p> |
| 原則8時間提供可能 | <p>■原則として8時間にわたり当社の指令に応じた運転継続が可能であることが必要です。</p> <p>■契約電力相当で連続運転可能な時間が8時間に満たないものは、所定の計算方法で算定し、落札者決定過程で評価いたします。</p> |
| 定期点検、補修作業時期調整応諾 | <p>■作業等による計画停止や設備等の状況により、本要綱で定められる要件による電源Ⅰ需給バランス調整力の提供ができない日が、年間40日を超える場合、所定の計算方法で算定して落札者決定過程で評価いたします。</p> <p>■作業等による計画停止時期は、原則として高負荷期を避けて計画して下さい。また、他の調整電源の作業との重複を避けるため、当社が定期点検、補修作業時期の調整を希望する場合、これに応じていただきます。</p> |
| トラブル対応 | <p>■不具合の発生時には、すみやかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧出来るように努めていただきます。</p> |
| 技術的信頼性 | <p>■応札していただく電源等については、発電事業者であれば発電実績を有すること、DR事業者であればDR実績（DR実証試験による実績を含みます。）を有すること、またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により、電源Ⅰ需給バランス調整力の供出を継続的に行なううえでの技術的信頼性を確保していただきます。</p> <p>■設備要件、運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験成績書の写し等、電源等の性能を証明する書類等の提出 ・当社からの専用線オンライン指令による性能確認試験の実施 ・現地調査および現地試験 ・その他当社が必要と考える対応 |

第6章 応札方法

1. 入札書提出

応札者は、下記のとおり、入札書を募集期間内に2部（本書1部、写し1部）提出して下さい。

| | |
|------------|---|
| 提出書類 | 入札申込書（様式1）および添付書類 |
| 提出方法 | 入札書類は部単位にまとめ、一式を、封緘、封印のうえ持参ください。 |
| 提出場所 | 富山県富山市牛島町 15-1 北陸電力株式会社 送配電事業本部 電力流通部 |
| 募集期間 | 2018年9月3日(月)～2018年10月31日(水) <ul style="list-style-type: none"> 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 提出手続きを円滑に進めるため、お手数をおかけいたしますが、ご提出の際には事前に下記までご連絡をお願いします。 【ご連絡先】 北陸電力株式会社 送配電事業本部 電力流通部 広域運用チーム メールアドレス：chouseiryoku-rfc@rikuden.co.jp |
| 入札を無効とするもの | <ul style="list-style-type: none"> 記名捺印のないもの 提出書類に虚偽の内容があったもの |

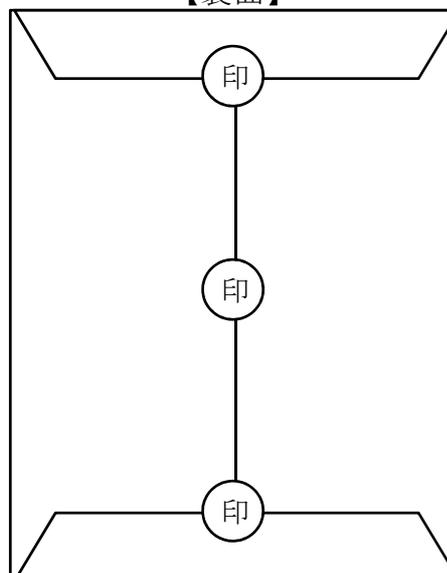
・入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。

【表面】

入札書在中

- ・ 応札年月日
- ・ 応札者名
- ・ 発電者名
- ・ 連絡先住所
- ・ 連絡先電話番号
- ・ 連絡先担当者名

【裏面】



2. 入札書への添付書類

入札書には、以下の書類を添付し提出して下さい。

なお、様式のあるものは別添様式にしたがって作成して下さい。

- (1) 入札書（様式1）
- (2) 応札者の概要（様式2）
- (3) 電源等の仕様（様式3）
- (4) 需給バランス調整機能（様式4）
- (5) 発電設備の主要運用値・起動停止条件（様式5）
- (6) 電源等の運転実績について（様式6）
- (7) 運用条件に関わる事項（様式7）
- (8) 入札書に押捺した印章の印鑑証明書

※入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は日本円としていただきます。

※公租公課における事業税相当額については、以下のとおりとしてください。

- ・ 応札者が所得課税となる場合は、入札価格に事業税相当額を含めてください。
- ・ 応札者が収入課税となる場合は、料金支払い時に事業税相当額を加算いたしますので、入札価格に事業税相当額を含めないでください。

(1) 入札書 (様式1)

年 月 日

入 札 書

北陸電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 金井 豊 宛

会社名
代表者氏名 印

北陸電力株式会社が公表した「2018年度電源I需給バランス調整力募集要綱」
を承認し、下記のとおり入札いたします。

| | |
|---|--------------------------|
| 1 発電機またはDR事業者の 所在地および名称 | |
| 2 電源I需給バランス調整力供出電力 | キロワット |
| 運転継続時間 | 時間連続可能 |
| 年間計画停止日数 (代替電源等供出見込日数) | 日間停止予定 (日間代替電源等供出見込) |
| 電源I需給バランス調整力 提供可能時間 | 時間/日 (最大24時間) |
| 3 年間料金 | 円 |
| 4 入札価格 (年間料金 ÷ 電源I需給 バランス調整力契約電力) | 1キロワットあたり 円 銭 |

| | | | |
|---|------------------|------|------|
| 5 非価格要素評価 | 合計 | | 点 |
| | 加点項目 | | |
| | 1 (加点要素1) | | 点 |
| | 2 (加点要素2) | | 点 |
| | 3 (加点要素3) | | 点 |
| 減点項目 | | | |
| | 1 (減点要素1) | ▲ | 点 |
| 6 応札量の調整が可能な場合の調整契約電力※1 | 調整契約電力 (送電端値) | | |
| | キロワット～ キロワット | | |
| | キロワット～ キロワット | | |
| | キロワット～ キロワット | | |
| ※入札価格は4の値を適用するものとします。 | | | |
| 7 他応札との関係 (該当する場合、いずれかに○(マル)をご記入下さい) | | 重複入札 | 複数入札 |
| | 電源 I 周波数 調整力 | | |
| 8 計量器の有無※2※3 (該当するものに○(マル)を記入下さい) | 有 ・ 申請中 | | |

※1 落札案件の決定にあたり、応札量の調整が可能な場合には、記載いただいた内容での落札可否についても、考慮させていただきます。

※2 DRを活用して契約される場合は、託送約款に基づく計量器(ただし、調整力ベースラインの設定や当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります)。なお、アグリゲータが集約する需要家等もにおいて1件でも計量器の取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を記載願います。

※3 発電機で契約される場合は、発電機毎の計量、または仕分けにより出力が特定可能な計量器。

(2) 応札者の概要 (様式2)

応札者の概要

| | |
|----------|-----------|
| 会社名 | |
| 業種 | |
| 本社所在地 | |
| 設立年月日 | |
| 資本金 (円) | |
| 売上高 (円) | |
| 総資産額 (円) | |
| 従業員数 (人) | |
| 事業税課税標準 | 収入課税・所得課税 |

(作成にあたっての留意点)

- 業種は、証券コード協議会の定める業種別分類（33業種）に準拠して下さい。
- 応札主体が、合弁会社の場合や落札後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて関係する事業者についても、本様式を提出して下さい。また、あわせて会社概要を示した資料（パンフレット等）を添付して下さい。
- 資本金、売上高、総資産額、従業員数は、直前の決算期末の値（単独決算ベース）を記入して下さい。なお、落札後に新会社等を設立する場合は、応札時点で予定している資本金等を可能な限り記入して下さい。
- 応札者が適用する事業税課税標準について、○（マル）で囲んで下さい。

(3) 電源等の仕様 (様式3)

発電設備等の仕様 (水力発電機)

- 1 発電機の所在地
 - (1) 住所
 - (2) 名称

- 2 営業運転開始年月日

- 3 最大貯水容量 (発電所単位で記載)

- 4 発電機
 - (1) 種類 (形式)
 - (2) 定格容量 kVA
 - (3) 定格電圧 kV
 - (4) 連続運転可能電圧 (定格比) %～ %
 - (5) 定格力率 %
 - (6) 周波数 Hz
 - (7) 連続運転可能周波数 Hz～ Hz

- 5 所内率 %

- 6 その他機能の有無
 - (1) ブラックスタート 有・無
 - (2) ポンプアップ 有・無
 - (3) 可変速運転機能 有・無
 - (4) 調相運転機能 有・無

■発電機の性能 (発電機容量, 需給バランス調整機能に必要な信号を送受信する機能) を証明する書類の添付が必要になります。

(3) 電源等の仕様 (様式3)

負荷設備等の仕様 (DRを活用した負荷設備等)

1. DRを実施する需要家等の一覧

| 需要家 名称 | 住所 | 供給地点 特定番号 | 供出電力 (kW) | 電源等種別 ※1 | 供出方法 | 指令手段 | 他需要抑 制契約の 有無※2 | 計量器 の有無 ※3 |
|-----------|-------|--------------|--------------|------------------------|--------------|---------------|----------------------|------------------|
| Aaa | ***** | ***** | △△kW | ・電源 (自家発等) ・需要抑制 | ラインの 一部停止 | 電話連絡, 手動遮断 | 無 | 有 |
| Bbb | ***** | ***** | ■ ■ kW | | 自家発の 起動 | | 有 | 申請中 |
| Ccc | ***** | ***** | ■ ■ kW | | | | 無 | 申請中 |

・契約電力を変更しないことを前提に落札候補者選定後の需要家の追加, 差し替えは可能とします。

※1 : 該当項目を○ (マル) で囲んでください。(双方使用の場合は双方に○)

※2 : 当社以外との需要を抑制しての電力供出契約の有無を記載

※3 : 託送約款に基づく計量器 (ただし, 調整力ベースラインの設定や当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります)。

2. 各需要家毎に下記書類を添付

- (1) 発電設備の場合 : 発電機の基本仕様書, 起動カーブ, 運転記録, 運転体制
- (2) 負荷設備の場合 : 対象負荷設備の容量, 制御方法, 運転体制

(4) 需給バランス調整機能 (様式4)

| 発電機名 | 定格出力 | OP運転時 最大出力 (MW) | DPC変化速度 ※1 (MW/分) | 最低出力 (MW) | DPC 運転可能 出力帯切替所 要時間※2 (分) | 緊急時変化速 度※3 (MW/分) |
|------|------|-----------------------|-------------------------|--------------|------------------------------------|-------------------------|
| | | ピークモード運転時 最大出力(MW) | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※1 出力により変化速度に差がある場合には区分して記載下さい。

※2 運転可能出力帯切替時に、補機の起動・停止で時間を要する場合に記載下さい。

※3 現地操作にて、出力変化させる場合の出力変化速度を記載下さい。

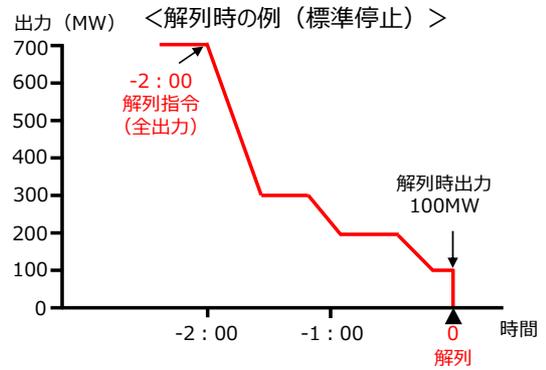
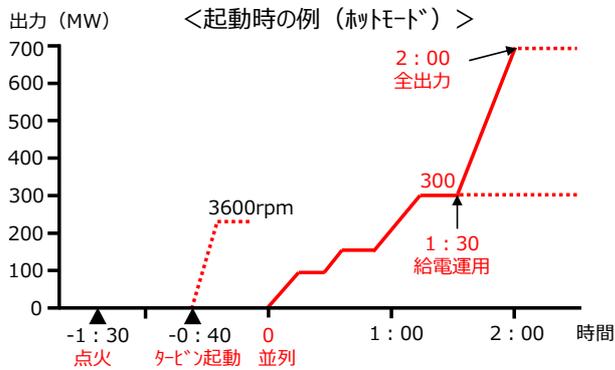
■上記機能を証明する書類の添付が必要となります。

(5) 発電設備の主要運用値・起動停止条件 (様式5-1)

火力発電機の場合

(赤字: 記載例)

| 発電機名 | 認可最大出力 (MW) | 起動 | | | | | | | | | 停止 | | | | その他制約 | | | | | | |
|----------------------------|-------------|-----|----------|---------|-------|--------|-----|--------|------|---------|---------|-------|---------|-------|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 区分 | 停止時間 (h) | 指令~フル出力 | | | | | 給電運用 | | 標準停止 | | 冷却停止 | | 運転可能時間 | 起動可能回数 | | | | | |
| | | | | 起動指令 | ボイラ点火 | タービン起動 | 並列 | 定格出力 | 並列から | 出力 (MW) | 定格出力~解列 | 解列時出力 | 定格出力~解列 | 解列時出力 | | | | | | | |
| ●● 発電所 ●号 発電機 | 700 | 熱 | 8h 以内 | -1H 30M | -1H | -30M | 0 | 1H 30M | 1H | 300 | 2H | 100 | 1H 30M | 100 | 8000 | 200 | | | | | |
| | | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | | | | | | | ... | ... | ... | ... | ... |
| | | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | ... | | | | | | | ... | ... | ... | ... | ... |



(5) 発電設備の主要運用値・起動停止条件 (様式5-2)

水力発電機の場合

(赤字: 記載例)

| 発電所名 | 認可最大出力 (MW) | 最低出力 (揚水動力)※ (MW) | 使用水量 (m³/s) | 発電・揚水容量 | | | | 揚水総合効率※(%) | 貯水池名称 | 貯水池容量 (10m³) | フル発電可能時間 | 8時間継続可能出力 (MW) | 揚発供給力※ (MW) | 指令~並列時間(分) | |
|-------|-------------|-------------------|-------------|---------|---------|----------|-------------|------------|----------|--------------|----------|----------------|-------------|------------|-----|
| | | | | 号機 | 発電 (MW) | 揚水※ (MW) | 使用水量 (m³/s) | | | | | | | 発電 | 揚水※ |
| B 発電所 | 1500 | 750 (1560) | 375 | 1 | 250 | 260 | 62.5 | 73 | 上池 下池 | 9000 9000 | 6.7 | 1500 | 1500 | 3 | 8 |

発電所単位で記載

発電機単位で記載

発電所単位で記載

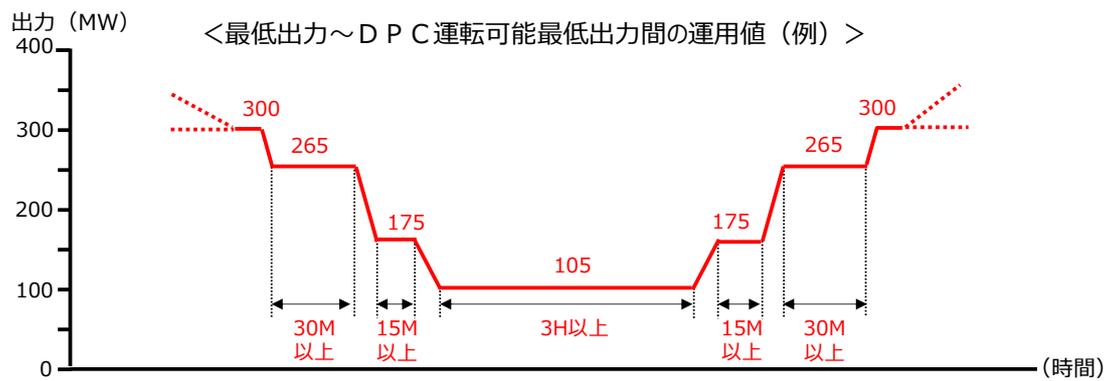
契約電力あたりで記載

※揚水発電所のみ記載

(5) 発電設備の主要運用値・起動停止条件 (様式5-3)

火力発電機の場合 (「最低出力～DPC 運転可能最低出力」の運用値) (赤字: 記載例)

| 発電機名 | 認可最大出力 (MW) | 最低出力 (MW) | DPC 運転可能最低出力 (MW) | 「最低出力～DPC 運転可能最低出力」の運用値 | | | 備考 |
|----------------|-------------|-----------|-------------------|-------------------------|----------|-----------------|----------------------------------|
| | | | | 出力 (MW) | 運転継続必要時間 | 出力変化速度 (MW/分) | |
| ●●発電所 ●号発電機 | 700 | 105 | 300 | 300 | - | (300～265) 21 | 「105MW」からの出力上昇時は、出力上昇の●時間前までに予告要 |
| | | | | 265 | 30分以上 | (265～175) 21 | |
| | | | | 175 | 15分以上 | (175～105) 10 | |
| | | | | 105 | 3時間以上 | | |



(6) 電源等の運転実績について (様式6)

電源等の運転実績について

■電源 I 需給バランス調整力を供出する電源等の運転実績 (前年度実績) について記入して下さい。

(DRを活用して応札される場合、当社との調整力契約実績や、DR実証事業等への参画実績等を記載ください。)

※運転実績等の無い場合は、本要綱で求める要件を満たしている事を証明できる書類ならびに試験成績書を提出してください。

| | |
|----------|------------------|
| 電源等名称 | |
| 出力 | キロワット |
| 営業使用開始年月 | 年 月 |
| 運転年数 | 年 ヶ月 (年 月末時点) |
| 総発電電力量 | キロワット時 (年 月末時点) |
| 設備利用率※ | 約 % |

※ DRを活用して応札される場合は、記載不要です。

■定期検査の実施実績について記入して下さい。

(7) 運用条件に関わる事項 (様式7)

運用条件に関わる事項

| | |
|-------------------|--|
| 運転継続時間 | ※運転継続時間に制限がある場合には、運転継続時間とその理由を記入してください。 |
| 計画停止の時期 および期間等 | ※契約期間内における定期検査等の実施時期や、その期間を記入して下さい。また、実施時期を限定する場合は、その旨についても記入してください。 ※定期検査等の他に、設備都合による作業停止や出力抑制が必要な場合は、実施インターバル、期間および内容について記入して下さい。 |
| 運転管理体制 | ※当社中央給電指令所からの給電指令に対応するための運転管理体制（運転要員、緊急連絡体制等）について記入して下さい。 |
| 給電指令対応システム | ※当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令に対応するためのシステム概要について記入して下さい。(信号受信装置から発電設備の出力制御回路までの連携方法等。なお、DRを活用した契約を希望される場合は、アグリゲータが当社からの信号を受信し、個別需要家等への指令を行なうまでの方法も含めて記入してください。) |
| その他 | ※その他、起動や解列にかかる制約（同一発電所における同時起動制約）、条例による制約等、特記すべき運用条件等がありましたら、ご記入ください。 |

第7章 評価および落札者決定の方法

- 応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを、入札書、添付書類をもとに確認いたします。
- 「満たすべき要件に適合している応札者」を評価対象といたします。
- 以下の評価方法により、落札者を決定いたします。

1. 価格要素評価点の算定

- 価格要素評価配点は92点といたします。
- 応札者の中で最も安価な入札価格（円/kW）（以下「基準入札価格」といいます。）を基準として、次式のとおり、入札価格（円/kW）に運転継続時間、年間停止計画日数および電源Ⅰ需給バランス調整力提供可能時間数を考慮して価格要素評価点（小数点第1位を四捨五入）を算定いたします。

価格要素評価点

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{基準入札価格}}{\text{入札価格}} \times \frac{\text{運転継続時間}^{\ast 1}}{\text{運転継続可能時間（8時間）}} \\ &\times \frac{\text{年度暦日数} - \text{年間停止計画日数}^{\ast 2}}{\text{年度暦日数} - \text{年間停止可能日数（40日）}} \\ &\times \frac{\text{電源Ⅰ需給バランス調整力提供可能時間}}{24} \\ &\times \text{価格要素評価配点（92点）} \end{aligned}$$

※1 運転継続時間が8時間を超過する場合は、8時間とする。

※2 年間停止計画日数が40日未満の場合は、40日とする。

2. 非価格要素評価点の算定

■非価格要素配点の合計は8点（基礎点2点）といたします。

■次の非価格要素については、基礎点2点に次の加点項目および減点項目のうち、該当する項目を加減算し、算定いたします。したがって、非価格要素の評価点は最高8点、最低0点となります。

(1) 加点評価

加点項目1 + 3点：並列時間（並列時間が5分以内）

並列時間が5分を超える発電機については、次式にて算定。

（小数点第1位は切り捨て。15分を超える発電機については0点とする）。

$$\text{加点数} = \frac{15\text{分} - \text{並列時間（分）}}{15\text{分} - 5\text{分}} \times 2\text{点} + 1\text{点}$$

加点項目2 + 2点：停止・起動の時間（再並列までの時間が1時間以内）

加点項目3 + 1点：ブラックスタート（ブラックスタート機能を有するもの）

(2) 減点評価

減点項目1 ▲ 2点：最低出力（最低出力が設備要件を満たしていないもの）

3. 総合評価点の算定

■1. 価格要素評価点と、2. 非価格要素評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点が高い応募者から順位を決定いたします。総合評価点が高点の場合は、価格要素評価点が高い応募者を評価順位の上位といたします。

なお、順位の決定において、価格要素評価点为非価格要素評価点を下回る応募者があった場合、経済的要素での適正な評価を行なう観点から、以下の方法により応募者の順位を決定いたします。

(1) 総合評価点が高い応募者を評価順位の1位とし、当該案件を除く応募者において、1. 価格要素評価点の再算定（基準入札価格の補正）を行ない、非価

格要素評価点との合計を総合評価点とし、総合評価点が高い応札者から評価順位2位以降の順位を決定いたします。

(2) 上記（基準入札価格の補正）後も価格要素評価点が非価格評価点を下回る応札者があった場合は、（基準入札価格の補正）を繰り返し、総合評価点が高い応札者から順位を決定いたします。

4. 落札者の決定

■ 3. 総合評価点の算定により決定した評価順位の上位の応札者から応札量を累計し、募集容量※に達する直前までの応札者を落札者として選定いたします。ただし、運転継続時間が運転継続可能時間（8時間）未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値を、また、年間停止計画日数（代替電源等供出可能日を除きます。）が年間停止可能日数（40日）を超過する場合は、応札量を「年度暦日数一年間停止可能日数」で除して「年度暦日数一年間停止計画日数」を乗じた値を、応札量としてみなします。

■ 上記により選定した落札者の応札量の累計と募集容量との差分（以下「最終必要量」という）は、評価順位によらず、応札量が最終必要量以上の応札者（落札者を除く）を対象として以下のとおり決定いたします。

(1) 応札者の総合評価点を応札者の応札量で除して最終必要量を乗じた値（以下「修正総合評価点」という）が最も高い応札者を落札者といたします。

(2) 修正総合評価点算定上の応札量は、入札書（様式1）の項目6に記載の調整契約電力を考慮いたします。ただし、最終必要量を下限といたします。

※同時に公募する電源I周波数調整力の落札決定容量から、電源I周波数調整力募集容量を差し引いた超過分を、本要綱第5章で定める募集容量から控除した容量といたします。

5. 契約協議

- 落札者と電源 I 需給バランス調整力契約書にもとづき、契約の協議を行いません。

第8章 契約条件

主たる契約条件は以下のとおりとします。

| 契約項目 | 契約条件 | 説明 |
|----------|-------------------------------|---|
| 契約期間 | 1年間 | ■電源Ⅰ需給バランス調整力契約期間は、2019年4月1日から、2020年3月31日までの1年間といたします。 |
| 基本料金※ | 年間料金を月ごとに分けて支払い | ■年間料金（＝入札価格（円/kW）に契約電力を乗じた額）を基本料金とし、12で除して月ごとに分けて支払うものといたします。 ■端数は年度末の3月分で調整するものといたします。 |
| 従量料金※ | — | ■当社指令にしたがって運転したことに伴う料金については、別途契約する電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約にもとづき精算いたします。 |
| 目的外利用の禁止 | 電源Ⅰ需給バランス調整力を用いた当社以外への電力供給は不可 | ■電源Ⅰ需給バランス調整力契約における電源等のうち、契約電力分については、あらかじめ定める定検等の期間を除き、常時、当社の指令にしたがった運転および待機が必要であるため、当社の承諾を得た場合を除き、当社への電源Ⅰ需給バランス調整力提供の目的以外に活用しないことといたします。 |

※消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。また、契約者が収入金課税となる場合、料金支払い時に事業税相当額を加算いたします。一方、当社が支払いを受ける場合は、料金支払い時に、消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

| 契約項目 | 契約条件 | 説明 |
|------|---|---|
| 運用要件 | 運用要件の遵守 | <p>■ 契約者は、電源等について本要綱第5章に定める運用要件および電源 I 需給バランス調整力契約書における運用要件を満たし、法令順守または公衆安全確保等のやむをえない事由がある場合を除き、当社の指令にしたがっていただきます。</p> |
| 新設電源 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備要件の確認 ・ 営業運転 | <p>■ 事前に設備要件等の確認ができることが必要となります。なお、必要により試験結果等を提出していただきます。</p> <p>■ 電源等が発電設備の場合は、原則として契約開始までに試運転が終了し、営業運転を開始していることが必要となります。なお、営業運転開始日が遅延する場合は、契約締結日の見直しの対象となる場合がございますので、別途協議させていただきます。</p> |
| 停止計画 | 定検等の停止計画を通告 | <p>■ 契約者は、当社が定める期日までに電源等の停止計画の案を当社に提出していただきます。</p> <p>■ 他の調整電源の停止計画との重複を避けるため等、当社が停止時期の変更を希望した場合、停止計画の調整に応じていただきます。</p> |
| 停止日数 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画停止 ・ 計画外停止 | <p>■ 契約者の設備トラブルや定検等、当社の責とならない事由で電源 I 需給バランス調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日（停電割戻料金を適用した日や、天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。）を、原則として、超過停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。</p> <p>■ なお、前日 12 時までに電源 I 需給バランス調整力を供出可能な代替電源等を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。</p> <p>■ 設備トラブルによらず指令に追従できなかった場合の計画外停止の取扱いについて別途協議させていただくことがあります。</p> |

| 契約項目 | 契約条件 | 説明 |
|-------|--|--|
| ペナルティ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電割戻料金 | <p>■ 契約者の設備トラブルや計画外の定検等，当社の責とならない事由で電源 I 需給バランス調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった場合，停電割戻料金（停電割戻対象時間は発生当日のみ該当）を算定し，翌月の基本料金から割り引くものといたします。</p> <p>■ 停電割戻料金の算定式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\begin{aligned} \text{停電割戻料金} = & \\ & \text{停電割戻対象時間} \times 1.5 \\ & \times \text{基本料金の 1 時間相当額} \end{aligned}$ </div> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 超過停止割戻料金 | <p>■ 停止日数（計画停止＋計画外停止）が年間停止可能日数（40 日）を超過した場合，超過した日数について超過停止割戻料金を算定し，年度末の 3 月分の基本料金から割り引くものといたします。</p> <p>■ 超過停止割戻料金の算定式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\begin{aligned} \text{超過停止割戻料金} = & \\ & (\text{停止日数} \times \text{年間停止可能日数}) \\ & \div (\text{年度暦日数} - \text{年間停止可能日数}) \\ & \times \text{年間料金} \end{aligned}$ </div> <p>※ただし，契約電力の一部でも供出可能（代替電源等による供出を含みます。）の申し出があり，当社がそれを認めた場合は，超過停止割戻料金算定上の停止日数について，以下の算出式により修正したうえで合計いたします。停止日数については，以下の算式によって修正したうえで合計いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\begin{aligned} \text{修正後停止日数} = & \\ & \text{修正前停止日数} \times \\ & (\text{契約電力} - \text{一部供出電力}) \\ & \div \text{契約電力} \end{aligned}$ </div> |

| 契約項目 | 契約条件 | 説明 |
|--------|-------------------------|--|
| 契約の解除 | 契約の遵守を著しく怠った場合、契約の解除が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ■ いずれか一方が契約の遵守を著しく怠った場合、その相手方が契約履行の催告を行ない、催告後、30日を経過しても契約履行しなかった場合、契約を解除することができるものといたします。 ■ 契約の解除において、その責に帰すべきものの相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべきものは解除により生ずる相手方の損害を賠償することといたします。 |
| アグリゲータ | 要件 | <ul style="list-style-type: none"> ■ アグリゲータが電源 I 需給バランス調整力契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) アグリゲータが当社指令に応じて電源 I 需給バランス調整力を提供すること。 (2) アグリゲータが供出する電源 I 需給バランス調整力が5千kW以上であり、かつ、アグリゲータが複数の需要家を束ねて電源 I 需給バランス調整力を供出するときは、需要家ごとの調整量が1kW以上であって、次のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 需要家に対して、次の(イ)および(ロ)の事項を定めた電源 I 需給バランス調整力供出計画を適時策定し、当該計画にしたがって適切な発電等出力増の指示を適時に出すことができること。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 発電等出力増の量 (ロ) 発電等出力増の実施頻度および時期 ロ 調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。 ハ 需要家の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。 ニ 需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で、ネガワット調整金に係る契約等の必要な契約が |

| | | |
|--|-----|--|
| | | <p>なされていて、本要綱による電源 I 需給バランス調整力契約の履行に支障をきたさないこと。</p> <p>(3) 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。</p> <p>(4) 電源 I 需給バランス調整力の算定上、需要場所が当社託送約款 30 (計量) (3)に該当しないこと。</p> <p>(5) アグリゲータが、需要家に当社託送約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要家が当該約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。</p> |
| | 試験 | <p>■原則として、効果量の確認試験を当社立会いのもと実施していただきます。</p> <p>■確認試験の実施時期については、落札決定後に別途協議いたします。また、試験に係る費用に関しては、その全額を契約者による負担といたします。</p> |
| | その他 | <p>■その他、アグリゲータと需要家の間で、当社の指令による電力供出が不足なく実施できるための契約等が締結されていることが必要です。</p> <p>■調整力ベースラインの設定にあたっては、当社託送約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」(2017年11月29日 資源エネルギー庁改定)における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取決めます。なお、ベースラインの算定にあたっては、契約者が行ない、当社に通知するものいたします。</p> <p>■調整電力量(需要抑制量)の算定にあたっては、原則として契約者が行ない、当社に通知するものいたします。ただし、計量方法等により算定できない場合等は、個別に協議いたします。</p> |

第9章 その他

1. 機能の確認・試験について

■電源 I 需給バランス調整力契約の締結にあたり，満たすべき設備要件，運用要件を満たしていることを確認するために，当社から以下の対応を求められた場合，落札候補者または契約者はその求めに応じていただきます。

- ・試験成績書の写し等，電源等の性能を証明する書類等の提出
- ・当社からの専用線オンライン指令による性能確認試験の実施
- ・現地調査および現地試験
- ・その他，当社が必要と考える対応

2. 専用線オンライン指令で制御可能にするための設備について

■本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる，当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令で制御可能にする為の設備等は，応札者の費用負担にて設置していただきます。また，中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行う通信設備については，信頼度確保の観点から，原則として複数ルートを構築していただきます。

■費用負担の範囲や負担額，工事の施行区分等，詳細については協議させていただきますので，当社ネットワークサービスセンターにご相談下さい。